

教育委員会

令和3年

北秋田市監査委員公告 第5号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和2年度定期監査について、北秋田市教育長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年5月11日

北秋田市監査委員 中川真一

北秋田市監査委員 山形聡伸

北秋田市監査委員 関口正則

定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況等
<p>合川公民館改築事業の設計関連業務について 合川公民館改築事業（解体工事関連を除く。）関係の設計関連業務は、これまでに下記の2件が発注されている。</p> <p>①合川公民館検討委員会資料作成業務委託 契約（請書）締結日は令和元年12月17日、契約の方法は随意契約、契約金額は294,800円、業務期間は元年12月20日から2年3月19日まで、成果品は、検討委員会による3案の簡易平面図（ゾーニング）の提出と2年1月29日開催の第2回検討委員会への出席である。</p> <p>②合川公民館改築工事実施設計業務委託 契約締結日は2年8月6日、契約の方法は一般競争入札（条件付き）、契約金額25,652,000円、業務期間は2年8月7日から3年3月26日まで、業務内容は、基本設計業務、実施設計業務及び建築確認申請業務である。</p> <p>監査において識別したリスク（組織目的の達成を阻害する要因）は、上記2件の契約の相手方が、同一の者であるということ。これは、②の入札の半年前に開催された合川公民館検討委員会に、②の落札者となった者が市側アドバイザーの立場で出席していたということである。</p> <p>時系列に俯瞰し、リスクの内容及び程度を検討すれば、2件の契約の相手方が同一であることによって、②の入札は、透明性、公正性が著しく損ねられている。</p> <p>行政事務の要諦である透明性、公正性を確保しつつ、建築設計士の出席を求め、新公民館建設に市民要望を酌みたいという市側の意図を達成させることは、次の方法によれば実現できたと考えられる。</p> <p>○基本設計と実施設計を分割発注し、基本設計契約後に、契約の相手方に検討委員会への出席を求める。</p>	<p>（生涯学習課）</p> <p>随意契約による合川公民館検討委員会資料作成業務委託の受注者と、一般競争入札による合川公民館改築工事実施設計業務委託（基本設計を含む）の受注者が結果的に同じとなり、疑義を招いたというご指摘を真摯に受け止め、今後とも市民への信頼を損なうことのないよう努めてまいります。</p>

教育委員会

○工期に余裕がない等の理由により本件のごとき契約方法にせざるを得ない場合には、①の契約の相手方は、②の入札から除外する。

基本設計と実施設計を分割する一般的な手順を踏まずに、また、入札の透明性、公正性の担保に必要な配慮もなされずに執行された一連の事務は、市政に対する市民の信頼をも損ないかねない程に不適切であり、本件の評価は「指摘事項」が相当と判断した。本件が今後の類似事案の前例とならないように、全庁への周知を徹底されたい。